

清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バス事業者が発行する通勤定期券を利用して通勤する村民に対し、経済的支援及び路線バスの利用促進を目的とし、予算の範囲内において補助金を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年清川村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通勤 住所地のあるバス停留所から勤務地のあるバス停留所までの区間における合理的な経路を移動することをいう。
- (2) 通勤定期券 路線バスを利用する者に対して、路線バス事業者が1月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券をいう。
- (3) 通勤手当 勤務先事業所等から支給される通勤に関する全ての手当をいう。
- (4) 通勤手当等 前号に規定する通勤手当及び他の法令等による通勤に関する全ての補助等をいう

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 清川村内に住所を有し、現に居住している者
- (2) 通勤にあたり、路線バスを利用し、かつ、当該路線バス事業者の利用について通勤定期券を使用している者
- (3) 村税等の滞納がない者
- (4) 過去に、不当に本補助金の交付を受けたとしてその交付を取り消された者でないこと。
- (5) 補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が路線バス事業者から購入する通勤定期券（清川村内に所在するバス停留所又は村長が特別に認めるバス停留所を起点とする通勤定期券に限る。）の購入費とする。ただし、他の路線又は他の公共交通機関への乗継ぎ等勤務地の所在するバス停留所と異なるバス停留所で下車する場合にあっては、当該通勤経路において最初に下車するバス停留所までの区間に係る購入費とする。

2 通勤定期券の有効期間が当該年度を超えて存続するときは、当該通勤定期券の購入費を有効期間の総日数で除した額に、当該年度の末日までの総日数を乗じた額を前項の購入費とする。

(交付額の算定)

第5条 本補助金の交付額は、前条に規定する購入費の2分の1を限度とする。

2 補助対象者が通勤手当等の支給を受けている場合は、その全額を控除した額の2分の1を限度とする。

3 前項に規定する控除の額は、基礎となる通勤手当等の月額（年払いである場合は12で除した額）に、通勤定期券の有効期間たる月数を乗じて得た額とする。

4 前項までの規定によって算定された交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清川村通勤定期券購入費支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 雇用状況証明書兼通勤手当支給額証明書（第2号様式）

(3) 通勤定期券の写し

(4) 路線バス事業者から発行される定期券内容控及び領収書の写し

(5) その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請は、購入した通勤定期券の有効期間の開始日から起算して1月以内又は申請日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第4条第2項に規定する通勤定期券の有効期間の残存期間について本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書にその表示をしたときは、第1項各号に掲げる書類に代えて、当該定期券の購入費についてすでに補助を受けていることを証する書類を提出することとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 村長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定及び交付額を清川村通勤定期券購入費支援補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、補助金の交付を不適當と認めるときは、清川村通勤定期券購入費支援補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者は、速やかに清川村通勤定期券購入費支援補助金請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 村長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、請求の日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の預金口座への振込みにより行うものとする。

(変更の届出)

第10条 第7条の規定により交付決定の通知を受けた者は、次のいずれかに該当するに至

ったときは、速やかに清川村通勤定期券購入費支援補助金交付決定事項変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）を村長に提出しなければならない。

- (1) 通勤定期券の有効期間内に村外へ転出したとき
 - (2) 通勤定期券の払戻しを受けたとき
 - (3) 転勤、転職その他の事由により勤務先事業所が変更となったとき
- (交付決定の取消し)

第11条 村長は、第7条の規定により交付決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消することができる。

- (1) 第10条の規定に基づく変更届が提出されたとき
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段により本補助金の交付を受けたとき
- (3) 通勤定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき
- (4) 法令又はこの要綱に違反したとき

2 村長は、前項の規定により取消しを決定したときは、清川村通勤定期券購入費支援補助金交付取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により交付の取消しを受けた者に既に交付した補助金がある場合は、その全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命じるときは、清川村通勤定期券購入費支援補助金返還通知書（第8号様式）により通知するものとする。

3 通勤定期券の払戻しを受けた場合で、前2項に基づき返還を請求する場合の返還金の算定は、当該通勤定期券の購入額を当初の有効期間の総日数で除して得た額に、当該通勤定期券の有効期間の残存期間の総日数を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 施行日以前3月以内に購入した通勤定期券に限り、その有効期間又は残存期間に関わらず補助対象とし、当該通勤定期券に係る補助金の交付申請は、施行日から起算して1月以内に行うものとする。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

清川村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

清川村通勤定期券購入費支援補助金交付申請書

清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

利 用 区 間	(停留所名) ～ (停留所名)
定 期 券 購 入 額	円
定期券の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで (カ月)
通勤手当等の支給額	<input type="checkbox"/> 通勤手当 (年額・月額 円) <input type="checkbox"/> そ の 他 (年額・月額 円) <input type="checkbox"/> 支給なし
残 存 期 間 の 申 請	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <small>※前年度に購入した定期券の有効期間のうち、残りの期間分について申請する場合は「該当」に✓</small>
個人情報取得の同意	本申請の審査のため、村職員が個人情報（住民基本台帳、課税台帳、その他補助金の利用状況）及び村税等納付状況を調査・確認することについて <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
補 助 要 件	<input type="checkbox"/> 私は、要綱第3条第5号に該当しません。 <small>※同意する場合には、□に✓を記載</small>

(添付書類)

- 個人番号カード又は運転免許証等の写し
※現住所と記載が異なる場合は、現住所が分かるもの
- 雇用状況証明書兼通勤手当支給額証明書（第2号様式）
※通勤手当以外に補助を受けている場合は、それが分かるもの
- 通勤定期券の写し
- 定期券内容控及び領収書の写し
- その他村長が必要と認める書類
※残存期間について交付申請する場合は、同一定期券に係る交付額確定通知書の写し

第2号様式（第6条関係）

雇用状況証明書兼通勤手当支給額証明書

1 対象者

氏名		雇用年月日	年 月 日
雇用形態			
勤務先	(通常勤務する場所)		
	所在地：		
	電話番号：		
	事業所名：		

2 通勤手当の支給状況（次の（1）と（2）の該当するものに○）

（1）通勤手当を支給している（下表に記載）。

交通手段	通勤経路	通勤手当支給額
	～	円／月
	～	円／月
合計		円／月

※通勤手当が交通手段別に算出できない場合は、通勤手当支給額の対象となっている交通手段、通勤経路及び合計欄のみ記入し、その算出根拠が分かる資料を添付してください。

（2）通勤手当を支給していない。

上記のとおり証明します。

年 月 日

所在地
事業所名
代表者名
担当者名
電話番号

【雇用主の方へ】

この証明書は、清川村通勤定期券購入費支援補助金交付事務のために使用します。

記載内容について、電話等により照会させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

清川村長

清川村通勤定期券購入費支援補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった清川村通勤定期券購入費支援補助金について、次のとおり交付することを決定し、交付額を決定したので、清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 交付額 金 円

2 交付条件

清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱第11条及び第12条の規定により、交付の取消及び既交付金の返還を求める場合があること。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

清川村長

清川村通勤定期券購入費支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった清川村通勤定期券購入費支援補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

不交付の理由

--

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

清川村長 様

住 所
氏 名
電話番号

清川村通勤定期券購入費支援補助金請求書

年 月 日付け第 号で通知のありました清川村通勤定期券購入費支援補助金について、清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名			
支店（所）名		口座種類	普通・当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※口座は、申請者本人名義のものに限ります。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

清川村長 様

住 所

氏 名

電話番号

清川村通勤定期券購入費支援補助金交付決定事項変更届

年 月 日付け第 号で通知のありました清川村通勤定期券購入費支援補助金について、申請時の内容について変更がありましたので清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

事由発生日	年 月 日
届出事由	<input type="checkbox"/> 通勤定期券の有効期間内に村外へ転出した <input type="checkbox"/> 通勤定期券の払戻しを受けた <input type="checkbox"/> 転勤、転職その他の事由により勤務先事業所が変更となった <input type="checkbox"/> その他 ()

※交付済みの補助金がある場合、返還を求めることがあります。

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

清川村長

清川村通勤定期券購入費支援補助金交付取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した清川村通勤定期券購入費支援補助金について、次のとおり取消することを決定したので、清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 交付決定日 年 月 日

2 既交付額 金 _____ 円

3 取消理由

※既交付額の返還を要する場合、別途通知します。

第8号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

清川村長

清川村通勤定期券購入費支援補助金返還通知書

年 月 日付けで交付した清川村通勤定期券購入費支援補助金について、清川村通勤定期券購入費支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり返還するよう通知します。

1 返還額 金 円

2 返還期限 年 月 日まで

3 返還方法

別に発行する納入通知書により、返還してください。

4 返還理由

--